

老人福祉センター等の利用制限の緩和について（利用にあたっての注意事項）

老人福祉センター等の利用について、3月22日（火）より、利用制限を緩和します。
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【対象施設】

- ・老人福祉センター万寿苑
電話 244-6745
- ・十一屋生きがい交流館
電話 241-5958
- ・老人福祉センター松寿荘
電話 268-6757
- ・老人福祉センター鶴寿園
電話 298-9355
- ・卯辰山公園健康交流センター千寿閣
電話 222-0008

【利用できる箇所】

- ・入浴施設（温浴施設）、脱衣場、ロビー、大広間（利用を再開します）、特別室となります。
- ・ヘルストロン、機能回復訓練室も利用を再開します。

【緩和する内容】

- ・発声を伴うもの（カラオケ、歌謡、民謡、謡曲講座等）
- ・運動を伴うもの（ダンス、詩舞、日舞講座等）
- ・飲食を伴うもの（茶道講座）

【利用できる時間帯】

- ・午前9時から午後5時（通常の時間帯となります。）
- ・入浴施設（温浴施設）を利用できる時間帯は、午前10時から午後3時までです。
（待機する場所が限られることから、午前9時30分を目安にご来館ください。また、正午から30分間は、清掃と換気のため利用できません。）
- ・3つの密（密閉・密集・密接）を回避するため、状況に応じて、入館制限をさせていただく場合があります。

【入館時の注意】

- ・入館にはマスク着用が義務となります。入口で検温をし、発熱がある方は入館できません。
- ・入館時に氏名、連絡先等の記載をお願いします。施設内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に保健所等関係機関に情報提供させていただきます。
- ・手指消毒を済ませてから入館してください。

【利用上の注意】

- ・館内への飲食物の持ち込みは、指定された場所での利用となります。
- ・特別室については、定員を超える利用はできません。
- ・その他の講座については、各館へお問合せください。